

テナント総合安心保険プラス 普通保険約款・特約

第1章 総則

第1節 一般条項	
第1条 この商品と約款、加入内容確認証について	10
第2条 用語の意味	10
第3条 保険期間と総支払限度額	10
第4条 被保険者の範囲	10
第5条 複数契約の取扱い	10
第6条 契約申込時の告知義務	10
第7条 契約後の通知義務等	11
第8条 保険契約の無効、取消	11
第9条 入居物件退去時の取扱い	11
第10条 重大事由による保険契約の解除	11
第11条 保険契約解除の効力	11
第12条 保険契約の任意解約	11
第13条 解約返戻金	11
第14条 加入コース変更の不可	11
第15条 保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合	11
第16条 保険契約の更新	12
第17条 時効、準拠法および訴訟の提起	12
第2節 保険金請求と保険金支払	
第18条 保険金の受取人	12
第19条 事故報告の手続き	12
第20条 事故発生による保険契約者および被保険者の義務	12
第21条 保険金請求の手続き	12
第22条 保険金の支払時期	12
第23条 代位	13
第24条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額	13
第25条 保険金支払い後の保険契約	13
第26条 補償上の紛争の処理	13
第27条 時効	13

第2章 テナント損害安心保険プラス

第1節 業務用什器備品保険条項	
第28条 業務用什器備品保険の目的	13
第29条 業務用什器備品保険金を支払う場合	13
第30条 業務用什器備品保険金の支払額	14
第31条 業務用什器備品保険金を支払わない場合	14
第32条 損害防止義務および損害防止費用	14
第33条 損害調査における特則	14
第34条 残存物および盗難品の帰属	14
第2節 費用保険条項	
第35条 費用保険金を支払う場合	15
第36条 費用保険金の支払額	15
第3節 修理費用保険条項	
第37条 修理費用保険金を支払う場合	15
第38条 修理費用保険金の支払額	15
第39条 修理費用保険金を支払わない場合	15

第3章 テナント賠償責任安心保険プラス

第1節 借家人賠償責任保険条項	
第40条 借家人賠償責任保険金を支払う場合	16
第41条 借家人賠償責任保険金の支払額	16
第42条 借家人賠償責任保険金を支払わない場合	16
第43条 損害賠償責任解決の特則	16
第2節 施設賠償責任保険条項	
第44条 施設賠償責任保険金を支払う場合	17
第45条 施設賠償責任保険金の支払額	17
第46条 施設賠償責任保険金を支払わない場合	17
第47条 損害賠償責任解決の特則	18
特約	18
別表1 用語の意味一覧表	20
別表2 短期率表	21
別表3 重複契約の場合の支払按分計算について	22

第1章 総則
第1節 一般条項

第1条(この商品と約款、加入内容確認証について)

1. 当会社の商品である「テナント総合安心保険プラス」は、火災等の事故から財産を守る「テナント損害安心保険プラス」と、損害賠償責任に備える「テナント賠償責任安心保険プラス」からなる賃貸テナント入居者向けの総合保険です。
2. 「テナント損害安心保険プラス」では、業務用什器備品保険、費用保険、修理費用保険を対象としています。
3. 「テナント賠償責任安心保険プラス」では、借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険を対象としています。
4. 商品の内容はこの約款に定めるとおりであり、約款の構成は、第1章に全体に係る総則、第2章以下に各保険固有の条項を定めています。
5. 当会社は保険契約が成立したときは、その契約内容を加入内容確認証として電子的方法によりただちに提供します。また、保険契約者から請求のある場合には遅滞なく保険証券を交付します。

第2条(用語の意味)

この約款で使っている用語の意味は、「別表1 用語の意味一覧表」に定めるとおりです。

第3条(保険期間と総支払限度額)

1. 保険期間は、加入内容確認証に記載の初日の0時に始まり、末日の24時に終了します。ただし、保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
2. この保険契約には総支払限度額が設定されています。1回の事故で複数の保険金支払いの対象となる損害が発生した場合、当会社が支払う保険金の合計額は、加入内容確認証記載の総支払限度額を限度とします。ただし、第32条(損害防止義務および損害防止費用)による費用を除きます。

第4条(被保険者の範囲)

この保険契約における被保険者は、加入内容確認証に記載の入居者となります。ただし、借家人賠償責任保険条項、施設賠償責任保険条項における被保険者には、責任無能力者を含みません。

第5条(複数契約の取扱い)

この保険契約の被保険者は、重複して当会社の同種の保険契約の被保険者となることはできません。また、当会社の同種の保険契約の被保険者は、重複してこの保険契約の被保険者となることはできません。

第6条(契約申込時の告知義務)

1. 保険契約者または被保険者となる者は、保険契約締結の際、危険(損害発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、他の保険契約等に関する事項など当社が保険契約申込書の記載事項とすることによって告知を求めたもの(他の保険契約等には当会社の他の保険契約を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、事実を告げなければなりません。
2. 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 前項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ①前項の事実がなくなった場合
 - ②当会社が保険契約締結の際、前項の事実を知っていた場合またはは過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③当会社が前項の事実を知ったときから1ヶ月以内に解除をおこなわなかった場合または保険契約締結の時から5年を経過した場合(注)当会社のために保険契約の締結の代理または媒介をおこなう者が事実の告知をすることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは不実のことを告げることを勧めた場合を含みます。
4. 第2項の規定により保険契約を解除した場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。
5. 第2項の規定による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。この場合において、

約款・特約

すでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求することができます。

- 前項の規定は、第2項の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第7条(契約後の通知義務等)

1. 保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくその内容を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険期間の開始前に業務用什器備品保険の目的の全部が滅失した場合
- ② 保険期間の開始日以降、業務用什器備品保険の目的の全部が滅失(入居物件から退去した場合も含みます。)した場合
- ③ 入居物件がテナント以外の用途に変更された場合
- ④ 前号の事由以外の用途変更が生じた場合

2. 前項各号のほか、保険契約者または被保険者は、保険契約締結後、加入内容確認証に記載の事項について、次の各号の事実が生じた場合は、遅滞なくこれらの変更すべき内容を当会社に告げなければなりません。

- ① 保険契約者の名称(個人契約者の場合は姓名、法人契約者の場合は商号)変更がある場合
- ② 被保険者の姓名変更がある場合
- ③ 加入内容確認証に記載の保険契約者を変更しようとする場合
- ④ 加入内容確認証に記載の被保険者を変更しようとする場合

3. 保険契約者が、加入内容確認証に記載の住所を変更した場合は、遅滞なくその旨を当会社に告げなければなりません。

4. 当会社は、第1項第③号に該当する場合、および第④号によってこの保険契約の保険料適用区分が異なる「事務所・小売店」と「飲食店」相互間の用途変更が生じた場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

5. 前項の規定により保険契約を解除した場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。

6. 第4項の規定による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じたときから解除がなされたときまでに発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、すでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求することができます。

7. 当会社は、第2項各号に規定する通知事項について、これを当会社に通知するまでに生じた事故については保険金を支払いません。ただし、通知内容が保険金支払決定に関係のない場合は、この規定は適用しません。

第8条(保険契約の無効、取消)

1. 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約申込前に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者、被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。以下同様とします。)が保険の目的についてすでに保険金を支払うべき事故が生じていたことを知っていた場合
- ② 保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した場合
- ③ 前条(契約後の通知義務等)第1項第①号に定める事由に該当する場合

2. 前項第①号または第②号の規定により無効とされた保険契約に対し領収していた保険料は、返還しません。ただし、前項第③号に掲げる場合は、保険料は全額を返還します。

3. 第1項の規定により無効とされた保険契約によってすでに支払われた保険金がある場合は、当会社はその返還を請求します。

4. 保険契約時において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人による詐欺または強迫行為があった場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取消することができます。

5. 前項の規定により保険契約を取消した場合は、保険料は返還しません。

6. 第4項の規定により保険契約を取消した場合で、取消した保険契約によってすでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求します。

第9条(入居物件退去時の取扱い)

1. 入居物件から退去した場合は、その時点をもって失効するものとします。

2. 前項の規定により失効となった場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、当会

社は保険料を返還します。

第10条(重大事由による保険契約の解除)

1. 当会社は、次の各号に掲げる重大事由のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合については、当該被保険者に係る部分とします。

① 保険契約者またはこの者の法定代理人(保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合

② 被保険者またはこの者の法定代理人(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役またはこの者の法定代理人を執行するその他の機関とします。以下同様とします。)が、保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたり、または生じさせようとした場合

③ 保険金の請求にあたり、被保険者またはこの者の法定代理人が詐欺をおこない、またはおこなおうとした場合

④ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する場合

- イ. 反社会的勢力に該当すると認められること
- ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ニ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑤ 前4号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前4号の事由がある場合と同程度に当会社のこれらに対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

2. 前項の規定により保険契約を解除した場合は、保険期間の初日からその事由が生じた日までを既経過月数として、第13条(解約返戻金)の算出基準に準じ、当会社は保険料を返還します。

3. 第1項の規定による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じたときから解除がなされたときまでに発生した損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、すでに支払われた保険金があるときは、当会社はその返還を請求することができます。

4. 保険契約者または被保険者が第1項第④号イからホまでのいずれかに該当することにより第1項の規定による解除がなされた場合には、第3項の保険金に係る規定は、次の損害については適用しません。

- ① 第1項第④号イからホまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 第1項第④号イからホまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第11条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条(保険契約の任意解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって保険契約を解約することができます。この場合、保険契約者が申し出た日以降の日付で保険契約者が指定する解約日の24時にて保険期間は終了し、第13条(解約返戻金)に定める算出基準をもって解約返戻金を支払います。

第13条(解約返戻金)

- 解約返戻金は、次の算式により算出します。
解約返戻金 = 契約保険料 × 既経過月数に対応する短期率
- 解約返戻金算出のための既経過月数に対応する短期率は、「別表2 短期率表」によります。
- 既経過月数とは、保険期間の初日から解約日までの既経過月数とします。なお、1ヶ月未満の端口数は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月数に加算します。

第14条(加入コース変更の不可)

保険契約者は、加入コースを保険期間の途中において、他のコースに変更することはできません。

第15条(保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払をおこなう場合)

1. 当会社は、保険期間中に保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響が生じた場合には、当会社の定めるところにより保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。変更後の内容については、すみやかに保険契約者へ通知します。

2.当社は、保険金支払対象となる巨大災害等が発生し、それによって当会社の事業収支が著しく悪化した場合は、当会社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。変更後の内容については、すみやかに保険契約者へ通知します。

第16条(保険契約の更新)

- 1.当社は、契約満了日翌日の属する月の前々月末日までに、保険契約者に対して更新案内通知を送付します。
- 2.契約満了日までに保険契約者から更新案内通知の内容で更新しない旨の申出がない場合は、契約満了日の翌日を保険期間の初日とし、保険期間年数をこの保険契約と同一の保険期間年数とする保険契約に更新するものとします。
- 3.保険期間の初日の属する月の翌月末日までに更新契約の保険料が払い込まれた場合には、第3条(保険期間と総支払限度額)のただし書きは適用しません。
- 4.保険期間の初日の属する月の翌月末日までに更新契約の保険料が払い込まれなかった場合には、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、更新契約を解除することができます。
- 5.前項の規定による解除の効力は、更新契約の保険期間の初日から発生します。
- 6.当社は、次のいずれかに該当する場合には、当会社の定めるところにより保険契約の更新を引受けないことがあります。この場合、更新しない旨を、契約満了日の属する月の前々月末日までに保険契約者へ通知します。
 - ①当会社が経営悪化した場合
 - ②この商品が不採算となり契約引受けが困難となった場合
 - ③第10条(重大事由による保険契約の解除)第1項各号に規定する事由に準ずる事由があると認められる場合
 - ④当会社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
 - ⑤当会社において、この普通保険約款に基づく保険契約の引受方法の変更をおこなった等の事情により、更新前と同一の内容で引受けができない場合
 - ⑥当会社が、保険契約者または被保険者に係る事故の発生頻度、損害の状況および損害発生の可能性等を考慮して、更新しないこととした場合
 - ⑦前各号に規定する他、当会社が特別な事情により保険契約を維持することが適切でないと認める場合
- 7.当社は、当会社が経営悪化した場合や、この商品が不採算となった場合は、当会社の定めるところにより更新契約の保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。変更後の内容については、契約満了日の属する月の前々月末日までに保険契約者へ通知します。

第17条(時効、準拠法および訴訟の提起)

- 1.保険契約者の保険料返還を請求する権利は、その事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。
- 2.この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。
- 3.この保険契約に関する訴訟については、日本国内における保険契約者と当社が合意した裁判所に提起するものとします。

第2節 保険金請求と保険金支払

第18条(保険金の受取人)

保険金の受取人は被保険者となります。

第19条(事故報告の手続き)

保険契約者または被保険者は、事故による損害が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知しなければなりません。

- ①事故の発生日時
- ②発生場所
- ③事故の状況
- ④損害の内容
- ⑤前各号について、これらの事項の証人となる者があるときはその住所・氏名、また損害賠償の請求を受けたときはその内容

第20条(事故発生による保険契約者および被保険者の義務)

- 1.保険契約者または被保険者は、前条(事故報告の手続き)の事故報告の他、次の各号に掲げる事項をおこなわなければなりません。
 - ①損害の拡大防止または軽減のために必要な措置を講ずること

- ②借家人賠償責任保険、修理費用保険の場合は、入居物件の貸主の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当社に通知すること
 - ③施設賠償責任保険の場合は、被害者の住所および氏名について、遅滞なく書面をもって当社に通知すること
 - ④借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険の場合において、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、遅滞なく書面をもって当社に通知すること
 - ⑤借家人賠償責任保険、施設賠償責任保険の場合において、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること
 - ⑥被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること
- 2.当社は、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条または前項各号のいずれかの義務に違反した場合は、次の各号の規定に従い、業務用什器備品保険金、費用保険金、修理費用保険金、借家人賠償責任保険金、施設賠償責任保険金(以下「各保険金」といいます。)の支払額を決定します。
- ①前条および前項第②号から第④号の義務のいずれかに違反した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて各保険金を支払います。
 - ②前項第①号の義務に違反した場合は、損害の拡大防止または軽減することができたと認められる額を差し引いて、各保険金を支払います。
 - ③前項第⑤号の義務に違反した場合は、当社が被保険者に損害賠償責任がないと認めた額を差し引いて、借家人賠償責任保険金、施設賠償責任保険金を支払います。
 - ④前項第⑥号の義務に違反した場合は、権利の保全または行使をすることによって、第三者から損害の賠償を受けることができたと認められる額を差し引いて、各保険金を支払います。

第21条(保険金請求の手続き)

- 1.被保険者が各保険金の支払いを請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ①保険金請求書
 - ②損害見積書
 - ③保険の目的の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④他の保険契約等の有無および内容(既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。)を確認するための書面
 - ⑤その他、当社が第22条(保険金の支払時期)第1項に定める必要事項の確認をおこなうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当社が交付する書面等において定めたもの
- 2.当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社がおこなう調査への協力を求めることができます。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 3.保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前2項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条(保険金の支払時期)

- 1.当社は、保険金請求に必要な書類を受領した日(以下「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に保険金を支払うために必要な次の調査を終え、保険金を支払います。
 - ①事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ②保険金を支払わない場合として、この保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係
 - ④この保険契約において定める無効、失効または解除の事由に該当する事実の有無
 - ⑤前各号のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定す

るために確認が必要な事項

- 前項にかかわらず、同項の確認をするために次の特別な照会または調査が必要な場合には、当社は請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対し通知します。
 - 前項第①号から第④号までの事項を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 180日
 - 前項第①号から第④号までの事項を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 90日
 - 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のために調査が必要な場合 60日
 - 前項各号の事項の確認を日本国内においておこなうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査が必要な場合 180日
- 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げたり、またはこれに応じなかった場合(必要な協力をおこなわなかった場合を含みます。)(には、これにより確認が遅延した期間については、前2項の期間に算入しないものとします。
- 当社は、第1項または第2項に規定した期日を超えて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から当会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。

第23条(代位)

- 当社は、第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)、第37条(修理費用保険金を支払う場合)、第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)および第44条(施設賠償責任保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払った場合は、次の各号の額を限度として、被保険者がその事故による損害により第三者に対して有する損害賠償請求権およびその他の債権(以下「被保険者債権」といいます。)を取得します。
 - 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者債権の全額
 - 前号以外の場合は、被保険者債権の額から保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
 ただし、当社は取得した権利を放棄することができます。
- 前項第②号の場合において、被保険者が引き続き有する債権は、当社が取得した債権に優先して弁済されるものとします。
- 保険契約者および被保険者は、当社が取得する第1項の被保険者債権の保全および行役ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第24条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2章以下に定める各保険条項の支払対象となる事故において、保険金を支払うべき他社の損害保険・共済などの契約(以下「他の保険契約等」といいます。)(がある場合は、当社は保険金の種類ごとに「別表3 重複契約の場合の支払按分計算について」に記載する計算に基づいて、保険金を支払います。

第25条(保険金支払い後の保険契約)

- 当社が、業務用什器備品保険金、費用保険金または修理費用保険金を支払った場合においても、この保険契約の業務用什器備品保険金額および修理費用保険金額は、減額することはありません。
- 当社が、借家人賠償責任保険金または施設賠償責任保険金を支払った場合においても、この保険契約のテナント賠償責任保険金額は、減額することはありません。

第26条(補償上の紛争の処理)

- 再調査価額または損害の額について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者との間に争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。評価人の間で意見が一致しない場合は、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
- 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)については、半額ずつ負担するものとします。

第27条(時効)

被保険者の保険金支払いを請求する権利は、保険金の支払事由が生じた日の翌日からその日を含め3年間で消滅します。

第2章 テナント損害安心保険プラス

第1節 業務用什器備品保険条項

第28条(業務用什器備品保険の目的)

- 業務用什器備品保険条項における業務用什器備品保険の目的とは、入居物件に収容され、かつ、被保険者の所有する業務用什器備品とします。
- 次の各号に掲げる物は、業務用什器備品保険の目的に含まれません。
 - 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機および自動車(自動二輪車、自動三輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量125cc以下のものをいいます。)(ならびにこれらの付属品およびこれらに収容される物
 - 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
ただし、第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第2項に該当する被保険者の業務用の「通貨・預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用のカードを含みます。)(交通機関の搭乗券(定期券を含みます。))」の盗難による損害については、業務用什器備品保険の目的に含まれます。
 - 貴金属(腕時計を含みます。)、宝玉・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえる物
 - 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
 - 動物および植物
 - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
- 畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備のうち、被保険者の所有に属し、かつ、もっぱら業務の用に供されているものについては、第1項の業務用什器備品に含まれます。
- 入居物件以外に収容される被保険者所有の業務用什器備品は、業務用什器備品保険の目的に含まれません。
- 業務用什器備品保険の目的を収容する入居物件に付属する物置・車庫(業務用什器備品保険の目的を収容する入居物件のある敷地内にあり、施設等によって第三者が侵入できない状態のものに限ります。)に収容される業務用什器備品は業務用什器備品保険の目的に含まれます。

第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)

- 当社は次の各号に掲げる原因によって業務用什器備品保険の目的について生じた損害(消防または避難に必要な措置によって業務用什器備品保険の目的について生じた損害も含みます。)(に対して、業務用什器備品保険金を支払います。
 - 火災
 - 破裂または爆発
 - 落雷
 - 風災・ひょう災・雪災
 風、雨、雪、ひょう、砂じん、その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等を含みます。)(が、風災、ひょう災または雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。また、風災、ひょう災または雪災の事故の場合は、入居物件の構内に所在するエアコンの室外機、洗濯機置場にある洗濯機およびアンテナについては、第28条(業務用什器備品保険の目的)第1項の規定にかかわらず、入居物件内に収容されていない状態であっても保険の目的として取扱います。
- 建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊
ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、ばい煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは前号もしくは第4項による損害を除きます。
- 水濡れ
給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)(に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、第④号もしくは第4項による損害を除きます。
- 騒じょうおよびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上の規模にわたる平穏が害されるか被害が生ずる状態であって、第31条(業務用什器備品保険金を支払わない場合)第2項第①号に定める暴動に至らないものをいいます。)(または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

2. 盗難

当社は盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂を含む。以下同様とします。)によって業務用什器備品保険の目的に生じた次の各号に掲げる損害(回収に要した費用を含みます。)に対して、業務用什器備品保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

①業務用の通貨の盗難

②業務用の預貯金証書の盗難

ただし、次のイおよびロに掲げる事実があったことを条件とします。

イ. 保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに預貯金先宛に被害届出をしたこと

ロ. イの手続きを遅滞なくおこなったにもかかわらず、盗難にあった預貯金証書を使って預貯金口座から現金が引き出されたこと

③交通機関の搭乗券(定期券を含みます。)の盗難

ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに当該運輸機関または発行者に届出をしたことを条件とします。

④前3号以外の業務用什器備品保険の目的に係わる盗難および盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害

3. いたずら

当社はいたずら(未遂事故を含む。以下同様とします。)によって業務用什器備品保険の目的について生じた破損、き損または汚損の損害に対して、業務用什器備品保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者がいたずらを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

4. 水害

当社は水害によって入居物件が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったことによって発生した、業務用什器備品保険の目的(物置・車庫内に収容されている業務用什器備品を除きます。)の損害に対して、業務用什器備品保険金を支払います。

第30条(業務用什器備品保険金の支払額)

1. 火災等

前条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第1項各号の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、再調達価額によって定めた損害の額とし、業務用什器備品保険金の額は業務用什器備品保険金額を限度とします。

2. 盗難

前条第2項の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、次の各号のとおりです。

①業務用の通貨の盗難の場合は、1事故20万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。

②業務用の預貯金証書の盗難の場合は、1事故100万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。

③交通機関の搭乗券の盗難の場合は、1事故5万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。なお、定期券に損害が生じた場合は、その定期券発行者の定める払戻額に準じた額を業務用什器備品保険金として支払います。

④前3号以外の業務用什器備品保険の目的の盗難および盗難によって生じた破損、き損または汚損による損害の場合は、支払うべき損害の額(回収に要した費用を含みます。)は再調達価額によって定め、1事故50万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。ただし、業務用什器備品保険の目的となる貴金属(腕時計を含みます。)、宝玉・宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品については、1個または1組ごとに10万円を限度とします。

3. いたずら

前条第3項の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、再調達価額によって定め、1事故30万円を限度として、その損害の額を業務用什器備品保険金として支払います。

4. 水害

前条第4項の事由によって支払う業務用什器備品保険金の支払額は、再調達価額によって定め、次の算式によって算出した額を支払います。

業務用什器備品保険金額×5% = 業務用什器備品保険金

なお、業務用什器備品保険金額が業務用什器備品保険の目的の再調達価額をこえる場合は、上記計算式の「業務用什器備品保険金額」を「業務用什器備品保険の目的の再調達価額」と読みかえます。

第31条(業務用什器備品保険金を支払わない場合)

1. 当社は、次の各号に掲げる事由によって業務用什器備品保険の目的に生じた損害に対しては、業務用什器備品保険金を支払いません。

①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意もしくは重過失または法令違反

②保険契約者または被保険者が所有しもしくは運転する車両(自転車など主動力が人力であるものを除きます。)またはその積載物との衝突もしくは接触

③第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第1項または第4項の事故の際における業務用什器備品保険の目的の紛失または盗難

2. 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害および次の各号に掲げる事由によって生じた第29条の事故が延焼または拡大して生じた損害ならびに発生原因のいかんを問わず第29条の事故が次の事由により延焼または拡大して生じた損害に対しては、業務用什器備品保険金を支払いません。

①戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質に汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第32条(損害防止義務および損害防止費用)

1. 保険契約者または被保険者は、第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第1項第①号または第②号の事故が生じた場合は、損害の拡大防止または軽減に努めなければなりません。

2. 前項の場合において、保険契約者または被保険者が損害の拡大防止または軽減のために必要または有益な消火活動をおこなった場合で、前条(業務用什器備品保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときは、損害防止費用として支出した次の各号に掲げる費用の実費を支払います。

①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用

②消火活動に使用したことによって損傷した物の修理費用

③その他、消火活動に有益と当社が判断した物品に係わる費用

3. 保険契約者または被保険者が故意または重過失によって第1項の義務を履行しなかった場合は、当社は、損害の額から拡大防止または軽減することができたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。

第33条(損害調査における特別)

業務用什器備品保険の目的に損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた入居物件または現場を調査すること、またはこれらの業務用什器備品保険の目的の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

第34条(残存物および盗難品の帰属)

1. 当社が第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)により業務用什器備品保険金を支払った場合でも、業務用什器備品保険の目的の残存物の所有権は、当社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、当社に移転しません。

2. 盗取された業務用什器備品保険の目的について、当社が第29条第2項の業務用什器備品保険金を支払う前に回収された場合は、盗難の損害は生じなかったものとみなします。

3. 盗取された業務用什器備品保険の目的について、当社が第29条第2項の業務用什器備品保険金を支払った場合は、その業務用什器備品保険の目的の所有権は、業務用什器備品保険金の再調達価額に対する割合によって、当社に移転します。

4. 前項の規定にかかわらず、被保険者は支払いを受けた業務用什器備品保険金に相当する額を当社に支払い、その盗取された業務用什器備品保険の目的の所有権を取得することができます。

第2節 費用保険条項

第35条(費用保険金を支払う場合)

当会社は次の各号に掲げる事項に該当する場合は、費用保険金を支払います。

①臨時費用保険金

第29条(業務用什器備品保険金を支払う場合)第1項の事故によって、業務用什器備品保険金が支払われる場合は、業務用什器備品保険の目的が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、業務用什器備品保険金とは別に臨時費用保険金を支払います。なお、以下の第②号から第⑥号の費用保険金と重複する場合も臨時費用保険金を支払います。

②残存物取片づけ費用保険金

第29条第1項の事故によって、当会社の業務用什器備品保険金の支払いがある場合は、損害を受けた業務用什器備品保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用(取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。)に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

③失火見舞費用保険金

第29条第1項の業務用什器備品保険金が支払われる場合において、保険の目的または入居物件から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物(動産については、その所有物によって現に占有されている物で、その占有する構内にある物に限ります。)に滅失、き損または汚損の損害(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)が生じたときは、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。

④地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって業務用什器備品保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次のイあるいはロのいずれかに該当する場合は、それによって臨時に発生する費用に対して、地震火災費用保険金を支払います。

イ.業務用什器備品保険の目的を収容する入居物件が半焼以上となった場合

ロ.業務用什器備品保険の目的が全焼の場合

なお、損害の状況の認定は、イの場合においては入居物件に対しておこない、ロの場合においては業務用什器備品保険の目的に対しておこないます。

⑤ドアロック交換費用保険金

日本国内において入居物件の玄関ドアの鍵が盗取された場合は、事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後、ただちに所轄の警察署宛に盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

⑥ピッキング防止費用保険金

入居物件が盗難あるいはいたずらに遭い、玄関ドアのロックを開錠された場合は、事故の日から180日以内に同様な事故を防止する目的で支出したドアロックの交換費用もしくは防犯装置設置の費用に対してピッキング防止費用保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難あるいはいたずらがあったことを知った後、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

第36条(費用保険金の支払額)

1.費用保険金の支払額は次の各号のとおりです。

①臨時費用保険金

臨時費用保険金については、第30条(業務用什器備品保険金の支払額)第1項の業務用什器備品保険金の30%に相当する額を、1事故200万円を限度として支払います。

②残存物取片づけ費用保険金

残存物取片づけ費用保険金については、第30条第1項の業務用什器備品保険金の10%に相当する額を限度として実費を支払います。

③失火見舞費用保険金

失火見舞費用保険金については、1事故につき、業務用什器備品保険金額の20%あるいは100万円のいずれか低い額を限度として、損害が生じた世帯および法人の数に20万円を乗じて得た額を支払います。ただし、業務用什器備品保険金額が、業務用什器備品保険の目的の再調達価額をこえる場合は、「業務用什器備品保険金額」を「業務用什器備品保険の目的の

再調達価額」と読みかえます。

④地震火災費用保険金

地震火災費用保険金については、次の算式によって算出した額を支払います。

業務用什器備品保険金額×5%＝地震火災費用保険金

ただし、業務用什器備品保険の目的の再調達価額の5%を限度とします。

⑤ドアロック交換費用保険金

ドアロック交換費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費(工賃等の諸経費を含む。以下同様とします。)を支払います。

⑥ピッキング防止費用保険金

ピッキング防止費用保険金については、1事故3万円を限度として、実費を支払います。

2.前項第①号から第③号までの費用保険金については、業務用什器備品保険金との合計額が業務用什器備品保険金額をこえる場合でも支払います。

第3節 修理費用保険条項

第37条(修理費用保険金を支払う場合)

1.当会社は、被保険者が、次の各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害について、入居物件の建物賃貸借契約書に記載された原状回復義務により、または緊急的に、自己の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、修理費用保険金を支払います。

①台風・せん風・暴風・暴風雨等の風災(こう水、高潮を除きます。)、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災(融雪こう水を除きます。)

ただし、入居物件の建物内部の損害については、建物が風災・ひょう災または雪災によって直接破損したことによって、入居物件の内部に損害が生じた場合(建物の破損箇所からの雨、雪、ひょうまたは砂じんの吹き込みによる損害を含みます。)に限ります。

②入居物件の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊

ただし、雨、雪、あられ、砂じん、ばい煙、その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災を除きます。

③盗難による損害

ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

④いたずらによる損害

ただし、ただちに所轄の警察署宛に被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

⑤凍結によって破損した入居物件の専用上水道管の損害

ただし、貸主以外の第三者の所有物で、被保険者以外の者が占有する部分の専用上水道管に係わる修理の費用は対象外とします。

⑥窓ガラスの熱割れによる損害

2.前項各号に掲げる事故を原因とする入居物件の損害であっても、次の各号に掲げる箇所については修理費用保険金の範囲から除きます。ただし、入居物件の建物賃貸借契約書に被保険者が原状回復義務を負う旨の約定があり、かつその定めが法的に有効な場合は、修理費用保険金の範囲に含めます。

①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

なお、建具の枠は壁に含むものとします。

②共同住宅の場合は、ベランダ、バルコニー、玄関エントランス、ロビー、廊下、昇降機、共同便所、共同浴室、門、塀、垣根、給水塔等の入居物件の借主の共同の利用に供されるもの

③一戸建の場合は、門、塀、垣根、カーポート、テラス、日よけルーフ、サンルーム、デッキ、物置、敷地内の動物および植物

第38条(修理費用保険金の支払額)

1.前条(修理費用保険金を支払う場合)第1項第①号から第④号までの事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故100万円を限度として、費用の実費を支払います。

2.前条第1項第⑤号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故20万円を限度として、費用の実費を支払います。

3.前条第1項第⑥号の事由により支払う修理費用保険金の支払額は、1事故30万円を限度とし、費用の実費を支払います。

第39条(修理費用保険金を支払わない場合)

1.当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害に対しては、

修理費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、入居物件の貸主またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意もしくは重過失または法令違反
 - ② 保険契約者、被保険者または入居物件の貸主が所有しもしくは運転する車両(自転車など主動力が人力であるものを除きます。)またはその積載物との衝突もしくは接触
 - ③ 保険契約者または被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊
2. 当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に生じた損害および次の各号に掲げる事由によって生じた事故が延焼または拡大して生じた損害ならびに発生原因のいかんを問わず次の各号に掲げる事由により延焼または拡大して生じた損害に対しては、修理費用保険金は支払いません。
- ① 戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第3章 テナント賠償責任安心保険プラス

第1節 借家人賠償責任保険条項

第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)

1. 当会社は、被保険者の入居物件について次の各号に掲げる被保険者の責めに帰すべき事由による事故により、被保険者が入居物件についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合は、借家人賠償責任保険金を支払います。
 - ① 火災
 - ② 破裂または爆発
 - ③ 被保険者の過失により入居物件を破損、き損、汚損、水濡れ損させた場合
2. 当会社が支払うべき借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。
 - ① 被保険者が入居物件の貸主に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差引くものとします。
 - ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
 - ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - ④ 第20条(事故発生による保険契約者および被保険者の義務)第1項第1号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
 - ⑤ 損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判断した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が貸主のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
 - ⑥ 第43条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
 - ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条第1項第⑥号または第23条(代位)第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用
3. 借家人賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する貸主は、前各項に掲げる借家人賠償責任保険金を請求する権利について先取特権を有します。
4. 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する貸主の承諾があった金額を限度として、当会社に対し借家人賠償責任保険金を請求することができます。

5. 被保険者は、借家人賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ① 損害賠償請求権を有する貸主に対する譲渡
- ② 被保険者が損害賠償請求権を有する貸主に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済をした場合またはその貸主の承諾があった場合

第41条(借家人賠償責任保険金の支払額)

1. 当会社が1事故につき支払うべき借家人賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号に定める金額の合計額とします。ただし、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とします。
 - ① 前条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)第2項第①号に規定する損害賠償金の額
ただし、次のイ、ロ、ハのとおりとします。
 - イ. 前条第1項第①号および第②号については、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とします。
 - ロ. 前条第1項第③号のうち水濡れ損については、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とし、免責金額1万円とします。
 - ハ. 前条第1項第③号のうち、破損、き損または汚損については、1事故につき支払限度額を30万円、免責金額3万円とします。
 - ② 前条第2項第②号から第⑦号までの費用についての全額
ただし、前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額がテナント賠償責任保険金額を超える場合は、そのテナント賠償責任保険金額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。
2. 当会社が1回の事故につき支払うべき前項の借家人賠償責任保険金の額と第44条(施設賠償責任保険金を支払う場合)の施設賠償責任保険金の額の合計額がテナント賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の額は、テナント賠償責任保険金額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

第42条(借家人賠償責任保険金を支払わない場合)

1. 当会社は、次の各号に掲げる事由によって入居物件に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意
 - ② 被保険者の心神喪失
 - ③ 被保険者の指図
 - ④ 入居物件の改築、増築、取壊し等の工事
 - ⑤ 戦争(宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質(使用済み燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
2. 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
 - ① 被保険者と入居物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者が入居物件を貸主に引渡した後に発見された入居物件の損壊に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壌、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任

第43条(損害賠償責任解決の特則)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償の解決にあたるすることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じその遂行について当会社に協力しなければなりません。

第2節 施設賠償責任保険条項

第44条 (施設賠償責任保険金を支払う場合)

- 当社は、被保険者が、日本国内において次の各号に掲げる偶然的事故により、第三者の身体の障害または財物の破損、き損または汚損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、施設賠償責任保険金を支払います。ただし、入居物件以外の不動産の所有、使用または管理に起因する事故を除きます。
 - 入居物件の施設もしくは設備の使用または管理に起因する偶然的事故
 - 入居物件における業務の遂行に起因する偶然的事故
- 当社が支払う施設賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものとします。
 - 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
この場合、損害賠償金には、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額をこれから差引くものとします。
 - 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
 - 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
 - 第20条(事故発生による保険契約者および被保険者の義務)第1項第①号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
 - 損害を拡大防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合は、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
 - 第47条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
 - 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第20条第1項第⑥号または第23条(代位)第3項の規定により、その権利の保全および行使に必要な手続きをとるために要した費用
- 施設賠償責任保険に係る事故に関して損害賠償請求権を有する被害者は、前各号に掲げる施設賠償責任保険金を請求する権利について先取特権を有します。
- 被保険者は、損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求権を有する被害者の承諾があった金額を限度として、当社に対し施設賠償責任保険金を請求することができます。
- 被保険者は、施設賠償責任保険金請求権を譲渡または質入れすることはできません。ただし、次の場合はこの限りではありません。
 - 損害賠償請求権を有する被害者に対する譲渡
 - 被保険者が損害賠償請求権を有する被害者に対し損害賠償請求権に係る債務について弁済した場合またはその被害者の承諾があった場合

第45条 (施設賠償責任保険金の支払額)

- 当社が1事故につき支払うべき施設賠償責任保険金の額は、次の第①号および第②号の金額の合計額とします。ただし、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とします。
 - 前条(施設賠償責任保険金を支払う場合)第2項第①号に規定する損害賠償金の額
ただし、1事故につき加入内容確認証に記載のテナント賠償責任保険金額を限度とします。
 - 前条第2項第②号から第⑦号までの費用の全額
ただし、前条第2項第②号および第③号の費用は、前条第2項第①号の損害賠償金の額がテナント賠償責任保険金額を超える場合は、そのテナント賠償責任保険金額の前条第2項第①号の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。
- 当社が1回の事故につき支払うべき前項の施設賠償責任保険金の額と第40条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)の借家人賠償責任保険金の額の合計額がテナント賠償責任保険金額を超える場合は、借家人賠償責任保険金および施設賠償責任保険金の額は、テナント賠償責任保険金

額をそれぞれの保険金の額で比例配分した額とします。

第46条 (施設賠償責任保険金を支払わない場合)

- 当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
 - もっぱら被保険者の業務以外の日常生活の用に供される動産または不動産(入居物件の一部がもっぱら被保険者の業務以外の日常生活の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
 - 被保険者と同居する者に対する損害賠償責任
 - 被保険者、被保険者の法定代理人および被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
 - 保険契約者または被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損、き損または汚損によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - 船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機および自動車(自動二輪車、自動三輪車、原動機付自転車を含み、自転車など主動力が人力であるものを除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。)、銃器(玩具として使用する空気銃を除きます。)、昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - 被保険者が使用または管理する入居物件の付帯設備の破損、き損または汚損によって生じた土壌、水質の汚染、汚濁に起因する損害賠償責任
 - 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
 - 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任
 - 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
 - 仕事の完成(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
 - 被保険者またはその使用人その他被保険者のための医療行為またはそれに準ずる行為をおこなう者の、次の業務の遂行上の過失に起因する損害賠償責任
 - 人または動物に対しておこなう診療、治療、看護もしくは疾病の予防または死体の検案等
 - 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定もしくは投与または使用方法の指示
 - 弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人がおこなう専門的な職業行為に起因する損害賠償責任
 - 被保険者またはその使用人(雇用の有無を問いません。))が人または動物等に対しておこなった次に掲げる行為(施術行為)またはそれらの結果に起因する損害賠償責任(器具、機械または装置を使用した場合を含みます。)
 - あまみ、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
 - 身体の整形、矯正、美容、調整、リラクゼーション等
 - 調髪、顔そり等の理容またはパーマネントウエーブ、結髪、増毛、つけ毛、脱毛、化粧品等の美容
 - 被保険者が建築、土木、組立その他の工事を遂行中の事故に起因する損害賠償責任(器具、機械または装置を使用した場合を含みます。)
 - 被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害賠償責任
 - 液体、気体、固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任
ただし、不測かつ突発的な事故によって生じた損害賠償責任を含みません。
 - 石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出したことに起因する次に掲げる損害賠償責任
 - 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - 水が汚染したことに起因する損害賠償責任
 - 汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任
 - 前3号の恐れがある場合において、損害の拡散防止、補修回収、焼却処理、

(保険料コンビニエンスストア払特約)

沈降処理、乳化分散処理について支出した費用、その他防止軽減のために要した費用。または、汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要した費用

3. 当社は、次の各号に掲げる事由によって損害が生じ、それによって被保険者が被った損害に対しては、施設賠償責任保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人あるいは保険金を受取る者の故意
 - ② 被保険者の心神喪失
 - ③ 被保険者の闘争行為
 - ④ 被保険者本人またはその指図による暴行または殴打
 - ⑤ 戦争（宣戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

第47条（損害賠償責任解決の特則）

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって当社の費用で損害賠償の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

特約

(ペイジー方式支払特約)

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者と当社との間に、あらかじめ保険料をゆうちょ銀行・その他の銀行のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングのいずれかによるペイジー方式で払い込むことについての合意がある場合で、保険契約（更新契約を含みます。以下この特約において同様とします。）が保険期間の初日までに締結されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込み）

1. 保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月末日（以下「払込期日」といいます。）までに、保険料の全額をペイジー方式で払い込まなければなりません。
2. 払込期日までに保険料が当社に払い込まれた場合は、当社は、保険期間の初日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の領収日）

保険料の領収日は、ペイジー方式での払い込みが完了した時点の属する日とします。

第4条（保険料領収証の交付）

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が保険料の入金を確認した後に発行します。

第5条（保険料が払い込まれる前に保険金を支払う場合の取扱い）

保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当社に払い込まなければなりません。

第6条（この保険契約の解除）

1. 当社は、払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
2. 前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第7条（保険料の返戻の特則）

普通保険約款に定める保険料の返戻については、当社が保険料の領収を確認した後におこないます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者と当社との間に、あらかじめ保険料を当社所定のコンビニエンスストア等の収納窓口で払い込むことについての合意がある場合で、保険契約（更新契約を含みます。以下この特約において同様とします。）が保険期間の初日までに締結されている場合に適用されます。

第2条（保険料の払込み）

1. 保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月末日（以下「払込期日」といいます。）までに、保険料の全額を当社所定のコンビニエンスストア等の収納窓口で払い込まなければなりません。
2. 払込期日までに保険料が当社に払い込まれた場合は、当社は、保険期間の初日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の領収日）

保険料の領収日は、コンビニエンスストア等の収納窓口で払い込みが完了した時点の属する日とします。

第4条（保険料領収証の交付）

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が保険料の入金を確認した後に発行します。

第5条（保険料が払い込まれる前に保険金を支払う場合の取扱い）

保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当社に払い込まなければなりません。

第6条（この保険契約の解除）

1. 当社は、払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
2. 前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第7条（保険料の返戻の特則）

普通保険約款に定める保険料の返戻については、当社が保険料の領収を確認した後におこないます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(保険料デビットカード払特約)

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約（更新契約を含みます。）が保険期間の初日までに締結され、その保険料をデビットカードにより払い込む場合に適用されます。

第2条（責任開始時点）

テナント総合安心保険プラス約款第3条（保険期間と総支払限度額）のとおりとします。

第3条（保険料の領収日）

保険料の領収日は、当社がデビットカード端末にて決済の完了を確認した時点の属する日とします。

第4条（保険料領収証の交付）

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当社が保険料の入金を確認した後に発行します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(保険料口座振替特約)

<用語の意味>

この特約において使用する用語の意味は、それぞれ次のとおりです。
(50音順)

用語	意味
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	指定口座から保険料を引落す日をいい、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約(更新契約を含みます。以下この特約において同様とします。)締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されており、保険契約者と当会社との間に保険料を口座振替の方法により払い込むことに合意がある場合で、保険契約が保険期間の初日までに締結されているときに適用されます。

第2条 (保険料の払込み)

- この特約により、保険料は、払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。
- 払込期日に保険料が当会社に払い込まれた場合は、当会社は、保険期間の初日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。
- 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替の方法による保険料の払込みがその休業日の翌営業日におこなわれた場合には、当会社は、払込期日に保険料が払い込まれたものとみなします。
- 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

第3条 (保険料領収証の交付)

保険料領収証の交付については、保険契約者から請求があった場合に、当会社が保険料の入金を確認した後に発行します。

第4条 (払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合等の取扱い)

- 払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約者は、払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の全額を一時に、当会社の指定する方法により、当会社に払い込まねばなりません。
- 前項の規定により保険料が当会社に払い込まれた場合には、当会社は、保険期間の初日の前日に保険料が払い込まれたものとみなします。
- 保険契約者が第1項に規定する保険料を払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、第1項および第5条(この保険契約の解除)第1項に定める「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。
- 保険料が払い込まれる前に発生した事故による損害、費用または損失に対して、当会社がこの保険契約に基づき保険金を支払う場合は、保険契約者は、その支払を受ける前に、未払込保険料の全額を一括して当会社に払い込まねばなりません。

第5条 (この保険契約の解除)

- 当会社は、払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料が払込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の規定による解除の効力は、保険期間の初日から発生します。

第6条 (保険料の返戻の特則)

普通保険約款に定める保険料の返戻については、当会社が保険料の領収を確認した後におこないます。

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(共同保険に関する特約)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、加入内容確認証にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (引受少額短期保険業者の独立責任)

この保険契約の加入内容確認証に記載の少額短期保険業者(以下「引受少額短期保険業者」といいます。)は、加入内容確認証記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事少額短期保険業者のおこなう事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事少額短期保険業者として指名した少額短期保険業者は、全ての引受少額短期保険業者のために次の①から⑩に掲げる事項をおこないます。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険契約の引受の承認
- ③ 保険料の収納または返戻
- ④ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ⑤ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認
- ⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑦ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑧ 保険の目的その他の保険契約等に係る事項の調査
- ⑨ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および非幹事少額短期保険業者の権利の保全
- ⑪ その他前各号の事務または業務に付随する事項

第4条 (幹事少額短期保険業者の行為の効果)

この保険契約に関し幹事少額短期保険業者がおこなった第3条(幹事少額短期保険業者のおこなう事項)に掲げる事項は、全ての引受少額短期保険業者がこれをおこなったものとみなします。

第5条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事少額短期保険業者に対しておこなった通知その他の行為は、全ての引受少額短期保険業者に対しておこなわれたものとみなします。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1 用語の意味一覧表

(50音順)

用語	意味
按分 (あんぶん)	他に保険・共済等の契約がないものとして算出した各保険・共済商品の支払保険金・共済金の合計額が、損害の額を超えてしまう場合には、「各保険・共済の支払保険金・共済金の合計額＝損害額」となるように各保険・共済会社の支払保険金を調整して支払われます。これを按分するといえます。
いたずら	第三者の行為により入居物件または保険の目的に破損、き損、汚損の損害を受けたことをいいます。
1事故あたりの支払限度額	1回の事故における補償の上限額をいいます。例えば、盗難による業務用什器備品保険金での「1事故50万円を限度」とは、1事故あたりの補償の限度額を意味しており、1契約で被保険者が複数名の場合であっても、1事故の補償の限度額は50万円となります。
解除	いったん有効に成立した保険契約を一方的に解消することをいいます。当会社の約款では当会社が一方的に解消することをいいます。
解約	保険契約者が保険契約を解除することをいいます。
火災	1.人の意図に反しまたは放火により発生すること 2.消火の必要がある燃焼現象であること 3.火元から他のものに引火し、さらに自力で燃え広がる現象であること 4.消火のために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること 以上に掲げた4つの要件が全部含まれているものを火災といえます。
加入内容確認証	ご契約の内容をご確認いただくために提供する確認証です。ご契約いただきました補償内容や取扱代理店などを明示しております。
給排水設備	共用部分または入居物件専用の上水道設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)、下水道設備のことを指します。ただし洗濯機本体、エアコン(ドレン管を含みます。)は給排水設備には含みません。
業務用什器備品	業務用のオフィス家具や道具などのことをいいます。たとえば事務所の机・いす、飲食店のテーブル・いす、調理用器具などをいいます。なお、商品・製品・材料などは業務用什器備品には含まれません。
原状回復	結果として生じている現在の状態を、それを生じさせた原因以前の状態に戻すことをいいます。
故意	結果の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態を言い、保険金取得を目的とした放火や自殺のためにおこなった放火などがこれにあたります。
更新	保険期間の満了時に、新たに契約を結ぶことをいいます。
構内	入居物件の所在する敷地内を指します。
告知義務	保険契約申込者が保険を契約する際に、保険契約の条件を設定するための重要な事実を当会社に申し出る義務のこと、および重要な事項について不実のことを申し出てはならない義務のことをいいます。

用語	意味
債権	特定の相手方に対して、特定の財産上の行為(支払い)をおこなうよう要求できる権利をいいます。
再調達価額	現在所有する財物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。
先取特権	被害者が、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、保険金について他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。
失効	保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した保険会社等が支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
重過失	少し注意すれば事故が起きなかったのに漫然と事態を見逃してしまった場合を言います。過去の判例で次のような例が重過失と判断されています。 ・暖をとるために電気コンロをつけたまま眠り、寝具が触れて火災となった ・揚げ物の鍋を火にかけたまま台所を離れた間に油に引火して火災となった ・寝タバコが原因で火災となった ※ 軽度な過失であっても、それが2度目となると重過失という判例もあります。また、上記のような例であっても、状況によっては重過失と判断されない場合もあります。
心神喪失	精神機能の障害のため意思能力を欠く状態にあることをいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族を指します。(民法第725条)
責任無能力者	民法上、不法行為責任を負担しうる能力がない者をいいます。
全焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
全損	損害の額が被害物件の再調達価額の80パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいいます。
損害の額	業務用什器備品保険の目的などで被保険者から申告された被害物の損害内容を当会社が調査・査定し、算出・認定した金額のことをいいます。
損害賠償	他人に与えた損害を填補(てんぽ)し、損害がないのと同じ状態にすること。民法上、債務不履行と不法行為を主な原因とし、被害者はそれを請求する権利があります。
代位取得 (だいいいしゅとく)	第三者の行使できる権利を代わりに取得することをいいます。
第三者	被保険者、被保険者と生計を共にする同居の親族およびその使用人以外の者をいいます。
建具	外部に面した玄関ドアや窓または入居物件内部のドアや引戸のことを指します。

用語	意味
通知義務	保険を契約した後、契約時の条件に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が当会社に連絡する義務のことをいいます。
当会社	この保険契約の引受会社をいいます。
当会社の同種の保険契約	入居者総合安心保険プラスⅢ、入居者総合安心保険プラス、テナント総合安心保険プラスをいいます。
テナント	事務所、小売店、飲食店などの業務をおこなうことを目的として賃借した入居物件のこと。ただし、その業務は、当社が契約を引受けすることができる業務内容のものに限ります。
入居物件	被保険者が借用する保険契約申込書に記載された戸室(注)をいいます。 (注)共同住宅の場合は戸室を、戸建の場合はその建物をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。
入居物件からの退去	業務用什器備品の搬出、鍵の返却が完了した状態(賃貸借契約の終了前後を問いません。)を指します。
入居物件の専用上水道管	戸室の止水栓から入居物件に入り込んだ内側の上水道管をいい、蛇口やシャワーヘッドまでを含みます。なお、入居物件内の給湯器および風呂釜については、水・お湯が通る熱交換器(ラジエーター)の部分のみ専用部分の上水道管を含むものとします。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊、またはその現象のことをいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
半焼	火災による損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいいます。
半損	損害の額が被害物件の再調達価額の20パーセント以上のもので全損に該当しないものをいいます。
被保険者	保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。
不法行為	故意または過失によって他人の権利を侵害し、その結果他人に損害を与える行為をいいます。加害者は、その損害を賠償する責任を負います。
暴動	群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険申込書に記載された補償期間をいいます。当社が責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合のみ当社は保険金を支払います。
保険金	保険事故により損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のこと。保険事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となります(ただし、保険金の内容によっては別個の制限額の設定があります。)

用語	意味
保険契約	保険契約申込者の申込みを当社が承諾することにより成立する契約のことをいいます。
保険契約者	自己の名前で当社と保険契約を締結した人をいいます。保険契約者は、保険料を支払う義務があります。
保険契約申込書	保険を契約する際に、保険契約申込者が署名または記名押印し、当社に提出する書類のことをいいます。
保険の目的	保険をかける対象のことをいいます。この商品の「業務用什器備品保険の目的」とは被保険者の所有する業務用什器備品を指します。
保険料	被保険者の被る危険を当社が負担するための対価として、保険契約者が当社に支払う金銭のことをいいます。
窓ガラスの熱割れ	気温差による窓ガラスのひび割れをいいます。
無効	契約の効果がはじめから無いことをいいます。
免責	保険金が支払われない保険契約上の事由をいいます。たとえば、戦争や内乱によって生じた事故、保険契約者などが自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などによる損害については保険金を支払わないものがあります。
免責金額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、当社が保険金を支払わない範囲を指し、被保険者が自己負担をする金額をいいます。
約款(やっかん)	保険契約の条文のことをいいます。
床上浸水	起居など生活するために必要な床(フローリング、畳などの部分であり、玄関や土間のたたきの部分は除きます。)を超えて浸水することをいいます。

別表2 短期率表

経過月数	1年目		2年目		
	1年契約	2年契約	経過月数	1年契約	2年契約
1	64%	79%	13	-	38%
2	58%	75%	14	-	34%
3	52%	72%	15	-	31%
4	46%	68%	16	-	27%
5	41%	65%	17	-	24%
6	35%	62%	18	-	21%
7	29%	58%	19	-	17%
8	23%	55%	20	-	14%
9	17%	51%	21	-	10%
10	12%	48%	22	-	7%
11	6%	44%	23	-	3%
12	0%	41%	24	-	0%

別表3 重複契約の場合の支払按分計算について

●業務用什器備品保険金

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める業務用什器備品保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえない場合	—	この保険契約の支払責任額	—
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払保険金の合計額が、第30条各項に定める業務用什器備品保険金の事故種類ごとの支払限度額をこえる場合	イ：再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定のある保険契約のみ	$\text{第30条各項に定める支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う業務用什器備品保険金}$	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金
	ロ：再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない保険契約のみ	$\text{第30条各項に定める支払限度額} - \text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額} = \text{この保険契約で実際に支払う業務用什器備品保険金}$	
	ハ：上記イ・ロの保険契約が同時に契約されている場合	$\text{第30条各項に定める支払限度額} - \left\{ \begin{array}{l} \text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額} \end{array} \right\} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{再調達価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う業務用什器備品保険金}$	

●費用保険、修理費用保険および賠償責任保険

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	損害保険金の額	支払限度額
①それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえない場合	—	この保険契約の支払責任額	—
②それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額をこえる場合	—	$\text{第36条、第38条、第41条、第45条に定める支払限度額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約で実際に支払う支払保険金}$	他の保険契約がないものとして算出した支払保険金